

地域別の転出入に関する要因分析業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、地域別の転出入に関する要因分析業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

地域別の転出入に関する要因分析業務

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙「地域別の転出入に関する要因分析業務」委託仕様書のとおり

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

(3) 委託料上限額

5,390,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザルへの参加資格

(1) 単独で参加しようとする者

本業務の遂行に当たり専門的かつ十分な能力を有し、以下の資格要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。

ウ 企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

エ 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

※上記の手続き中である場合も参加は可能であるが、契約締結時までには手続きが完了していない場合は失格となる。

○申請手続きを行っていない場合は、早急に手続きを行うこと。

○申請後、提出書類等に不備がある場合には書類の追加提出等で時間を要するので注意すること。

○県ホームページで申請方法を案内しているので、参照すること。

⇒「【物品・役務等】令和5～7年度競争入札参加資格審査申請（変更手続きを含む）について」

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/40001.html>

オ 企画提案書の提出期限の前日6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者ではないこと。

(2) 共同企業体で参加しようとする者

いずれかの構成員を代表者とし、代表者は上記(1)の全て、構成員は上記(1)ア～ウまで、オ及びカの要件を満たしていること。なお、構成員は、他の共同企業

体に参加し、又は単独で参加することはできない。

4 応募の手続き

(1) 担当窓口

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県企画振興部政策企画局地域政策課 地方創生グループ

電話：089-912-2261（直通）、FAX：089-912-2249

E-mail：chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp

(2) 実施要領の配布

ア 期間

令和7年9月2日（火）から令和7年9月11日（木）午後5時まで

イ 配布方法

愛媛県ホームページに掲載するほか、上記(1)の担当窓口にて配布する。

なお、担当窓口で受け取る場合は、上記期間中、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）とする。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出書類

＜様式第1号＞地域別の転出入に関する要因分析業務委託に係る企画提案公募（プロポーザル）参加申込書

イ 提出期間

令和7年9月2日（火）から令和7年9月11日（木）午後5時まで（必着）とする。なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）とする。

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより、上記(3)イの提出期間内必着で提出すること。ただし、共同企業体で参加しようとする場合に提出が必要となる「誓約書（様式第1-1号）」及び「委任事項（様式第1-2号）」については、持参又は郵送に限る。また、「委託業務共同企業体協定書（様式第1-3号）」は契約締結時に提出して差し支えない。なお、持参以外の方法で提出した場合は、送付後、担当窓口（地域政策課：089-912-2261）へ電話により受領の確認を行うこと。

〔電子メール（押印省略）の場合：送付先アドレス〕

chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp

〔件名〕「地域別の転出入に関する要因分析業務企画提案参加申込書」

(4) 質問書の受付及び回答

ア 提出書類

＜様式第2号＞地域別の転出入に関する要因分析業務委託に係る質問書

イ 受付期間

令和7年9月2日（火）から令和7年9月11日（木）午後5時まで（必着）とする。

ウ 提出方法

電子メールにより、上記(4)イの受付期間内必着で提出すること。なお、メール送信後、担当窓口（地域政策課：089-912-2261）へ電話により着信の確認を行うこと。

〔送付先アドレス〕

chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp

〔件名〕「地域別の転出入に関する要因分析研究業務質問書」

エ 回答方法

質問及び回答については参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提案書の記載内容や審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、上記(4)イの受付期間以外の質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

オ 回答予定日

令和7年9月16日（火）

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書及び企画提案書作成要領を熟読の上、作成し、次の点に留意すること。

ア 企画提案書は、1者1提案のみとする。

イ 2の(3)の委託契約金額の上限を超えたものは、審査の対象とならない。

(6) 企画提案書の提出

ア 提出物および提出部数

(ア) <様式第3号>地域別の転出入に関する要因分析業務委託に係る企画提案書提出書 1部

(イ) 企画提案書 5部

(電子データ (PDF形式) も提出すること。)

イ 提出期限

令和7年9月22日（月）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送により、上記イの提出期限までに必着で提出することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとする。合わせて、電子データ (PDF形式) を電子メールにより提出すること。

なお、持参以外の方法で提出した場合は、送付後、担当窓口（地域政策課：089-912-2261）へ電話により受領の確認を行うこと。

エ 提出場所

上記(1)の担当窓口

〔送付先アドレス〕

chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp

〔件名〕「地域別の転出入に関する要因分析業務企画提案書」

オ その他

- ・提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。
- ・提案書の再提出は、上記(6)イの提出期限内に限り認めるが、部分的な差替えは認めない。
- ・提案を取り下げる場合、また提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合、<様式第4号>地域別の転出入に関する要因分析業務委託に係る企画提案公募（プロポーザル）参加に係る取下げ願書を提出するものとする。
- ・本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ・必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

(7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字や脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ 参加申込書に虚偽の記載をした場合
- エ 参加条件を満たさない場合、選考過程で条件を満たさなくなった場合
- オ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

5 業務予定者の選定方法等に関する事項

- (1) 別添「地域別の転出入に関する要因分析業務に関する企画提案公募（プロポーザル）審査基準」に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。
- (2) 審査は、書面による審査とする。

6 業務予定者の選定

(1) 業務予定者の選定方法

書面による審査・評価を行い、受託者として最適と考えられる事業者（最優秀提案者）を選定する。

(2) 提案者が 1 者の場合の取扱い

提案者が 1 者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の 6 割以上であるときは、当該提案者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

(3) 選定結果の通知

選定結果及び業務予定者として選定された者の商号又は名称については、審査終了後速やかに文書で各提案者に通知する。ただし、各提案者の順位や採点結果は公表せず、選定結果に対する問い合わせには一切応じないものとする。

7 契約

(1) 契約の締結

書面審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

契約保証金として、愛媛県会計規則第 152 条の規定により契約金額に 10 分の 1 以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。

(4) 契約書の作成

ア 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

イ 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電

子メール (chiikiseisak@pref. ehime. lg. jp) にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

ウ 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印(電子契約の場合は、電子署名)しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 提出された参加申込書及び提案書は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提出された提案書等は、愛媛県情報公開条例の規定に基づく開示請求があった場合は、開示の対象文書となる。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (5) プロポーザル及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (6) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (7) 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (8) 参加申込書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

10 スケジュール

- 9月11日(木) 質問書提出期限
- 9月11日(木) 参加申込書の提出期限
- 9月16日(火) 質問に対する回答
- 9月22日(月) 企画提案書の提出期限